

# 法人税月次予定納税の減額申請制度について

KPMG in Mexico



COVID-19の影響が拡大する中、メキシコ政府からは連邦税に関する繰延や減免という手当がなされず、多くのメキシコ企業が資金繰りに苦しんでいるところです。現状の法人税の影響、税金支払いというCash outを少しでも緩和する施策の1つとして、従来から利用可能な「月次予定納税の減額申請制度」が有効であるため、その概要について解説いたします。

## 目次

1. 月次予定納税制度の概要
2. 月次予定納税の減額申請制度の概要

## 1. 月次予定納税制度の概要

メキシコにおいては法人所得税を月次で予定納税することが求められます。当該月次納税額は、月次収益に前年度の利益率（前年が赤字の場合であっても過去5年まで遡ることが求められます（以下テーブル※3を参照））を乗じて算定された課税所得を元に計算されるため、前年度に利益が出ている場合、前年度の利益率に応じた月次予定納税を行うことが必要となります。繰り返しになりますが、当期、当月の利益（収益－費用）をみるのではなく、収益のみをベースに前年度の利益率を乗じて月次納税ベースでの課税所得とすることが求められます。

すなわち、仮に2020年度において操業停止やペソ安の影響により赤字になっていたとしても2019年度に税務上利益が出ている場合は月次で税金を納付する必要があります。同様の状況が年度末まで続き最終的に税務上赤字である場合は確定申告後に還付申請を行うことで予納した法人税を回収することは可能ですが、回収までの期間が長期に及ぶことになりCOVID-19の影響により資金繰りが悪化している企業にとっては非常に痛手となっていると考えられます。

当月予納額の計算は、以下のとおりとなります。

当月予納額＝月次予定納税上の課税所得（※1）×法人税率（30%）－前月までの既予納額

(※1) 月次予定納税上の課税所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名目収益（※2）×利益率（※3）で計算されます。</li> <li>● PTUの支払額および繰越欠損金がある場合は、当該課税所得から控除可能となります。</li> </ul>
(※2) 名目収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当月までの累積額となります。</li> <li>● 名目収益には売上、利息収益、<u>為替差益</u>等が含まれます。</li> </ul>
(※3) 利益率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年度課税所得÷前年度名目利益で計算されます。</li> <li>● 利益率は毎年確定申告提出後に更新されます。すなわち、4月度の予定納税から新たな税率を適用することとなります。</li> <li>● 5年を超えない範囲でその前の期の利益率を使用します。したがって、直近5年間で継続赤字でない限り、当期の損益にかかわらず予納が生じる可能性があります。例えば、2017年度黒字、2018年度赤字、2019年度赤字の場合、2017年度の利益率を用いることとなります。</li> </ul>

(単純数値例)

	2019年度	2020年 1月度	2020年 2月度	2020年 3月度
収益 (益金) <1>	1,000	100	120	80
費用 (損金) <2>	800	90	110	120
税前利益 <3>=<1>-<2>	200	10	10	-40
課税所得 <4>=<3> or <1>*<7>	(=<3>)	(=<1>*<7>)	(=<1>*<7>)	(=<1>*<7>)
税率 <5>	30%	30%	30%	30%
納税額 <6>=<4>*<5>	60	6	7.2	4.8
予定納税利益率 <7>=<3>/<1>	20%	20%	20%	20%

(※) 2020年3月度のように赤字であったとしても前年度黒字である場合は月次予定納税で法人税を納付する必要があります。対象となる支払い

## 2. 月次予定納税の減額申請制度の概要

2020年度においてはCOVID-19に影響により2019年度は税務上黒字となっていたが2020年度は税務上赤字となってしまう企業が多く出てきていると想定されます。しかし、そのような企業であったとしても上述のとおり月次予定納税においてはいったん法人税を納付する必要があります。そのような企業に対する救済措置としてメキシコ所得税法においては月次予定納税の減額申請制度というものが定められています。本制度の概要は、以下のとおりとなります。

### ■ 申請要件

月次予定納税で使用される利益率について、当年度の利益率が前年度を下回ると予測される場合は、月次予定納税額減額の認可を、メキシコ国税庁 (SAT) に申請することができます (所得税法14条)。なお、当制度の申請はSATの承認ベースにより当年度の下半期以降 (7月度以降12月度まで) の月次予定納税に対して利用することができます。

### ■ 申請期限

- ✓ 申請期限は、減額申請対象月の納付期限 (納付期限は、翌月17日となります) の1ヵ月前となります。
- ✓ よって、最も早い減額申請対象月である7月度から適用するためには、納付期限8/17の1ヵ月前である7/17までに申請することが必要となります。

### ■ 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を準備することが必要となります。

- ✓ Formato34申請書
- ✓ 書面による申請依頼書 (自由書式であるが会社基本情報、連絡先、申請動機等が含まれる必要がある)。
- ✓ 法定代理人の委任状とID (それぞれ原本およびコピー)

- ✓ 申請理由を裏付ける数値（当月までの実績数値及びその後年度末までの見通しを含めたワーキングペーパー）（**最重要書類**）

#### ■ その他留意点

- ✓ 実際に申請した利益率を用いた予納を行うためにはSATの認可が必要となります。SATには3カ月以内に申請を承認もしくは却下しなければならないこととなっているため、認可まで最大3カ月かかる可能性があります（申請が却下された場合であっても最新性することは可能です）。なお、2020年度においてはCOVID-19の影響により例年以上に申請者が多くなることが見込まれ、決定までに時間が掛かることが想定されますので早めの準備が肝要と考えます。
- ✓ 申請から認可まで1カ月以上かかる場合における認可までの月次予定納税について詳細な規定は定められていませんが、一般的には従前の利益率を用いて予納を行うことになります。
- ✓ 申請した利益率が実際の利益率を下回る場合は、本来予納すべき金額との差額とそれに加えて延滞税を課せられることになるため、申請のために提出する今後の見通しおよび申請する利益率は慎重に検討することが望まれます。
- ✓ 申請が承認された場合、当該利益率を使用した予納は同年12月度までとなります。したがって、翌年1月度から3月度は従前の利益率を使用することとなります。

### 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。